

NPO 法人日本消化器がん検診精度管理評価機構  
2021 年度臨時総会議事録

今回の総会は定款第 23 条に基づき理事長が招集し、対面ではなく第 24 条に基づき書面、ファクシミリあるいは電磁的方法をもって表決が行われた。

参加者数：会員総数 955 名中書面表決 514 名

1 第 1 号議案：定款変更の件

表決者 514 名のうち 512 名の賛成をもって可決された。

2021 年 12 月 1 日

理事長 杉野吉則  
議事録署名人 理事 水谷 勝  
理事 重松 綾

# NPO 法人日本消化器がん検診精度管理評価機構 2021 年度第 2 回臨時総会議案書

## 第 I 部

### 審議案件

#### 1 第 1 号議案：定款変更の件

社会情勢の急激な変化を受け、当法人は存亡の危機にあり、生き残って行くためには迅速な意志決定が必要です。

NPO における意志決定機関は総会であり、総会を構成するのは社員であることが、特定非営利活動法(NPO 法)に明記されております。

当法人の現在の定款では、会員の皆様全員を社員と定めております。また、過半数の社員の参加が無ければ総会を開催できないこととなっております。今回ですでに今年度 3 回目の総会開催となり、会員の皆様に大きな労力と負担がかかっている状況にあり、年度内にさらに総会を開催する可能性もあります。

このような現状を打破するために、運営委員会では総会のスリム化をはかることを目的に、定款の変更について協議を重ねたうえで、定款変更案を起案いたしました。その骨子は現会員の皆様の特典は担保したうえで、会員の皆様の中から運営会員を選抜し、運営会員を社員とするものです。新しい定款は令和 4 年度 4 月 1 日の発効を予定しており、それまでに当法人の組織改変、運営員の選抜を行うことを考えております。

運営委員会で起案、承認された定款変更案について、本臨時総会で審議のほど宜しくお願いいたします。

## 定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構（略称「<b>NPO精管構</b>」と称する。）という。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1)消化器がん検診の標準化に関する調査・研究事業</p> <p>(2)医師・放射線技師に対する教育研修事業</p> <p>(3)医師・放射線技師に対する個人検定事業</p> <p>(4)検診実施施設・精密検査実施機関に対する施設検定事業</p> <p>(5)消化器がん検診の広報・啓発事業</p> <p>2 この法人は、次のその他の事業を行う。</p> <p><del>(1)専門医師・専門技師育成のための学術集会・講習会の開催事業</del></p> <p>(1)出版物・物品の企画・製作および販売事業</p> <p>3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 会員</p> <p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の<b>3種</b>とする。<del>正会員をもって特定非</del></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本消化器がん検診精度管理評価機構（略称「<b>NPO法人精度管理評価機構</b>」と称する。）という。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1)消化器がん検診の標準化に関する調査・研究事業</p> <p>(2)医師・放射線技師に対する教育研修事業</p> <p>(3)医師・放射線技師に対する個人検定事業</p> <p>(4)検診実施施設・精密検査実施機関に対する施設検定事業</p> <p>(5)消化器がん検診の広報・啓発事業</p> <p>2 この法人は、次のその他の事業を行う。</p> <p>(1)専門医師・専門技師育成のための学術集会・講習会の開催事業</p> <p>(2)出版物・物品の企画・製作および販売事業</p> <p>3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 会員</p> <p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の<b>2種</b>とし、正会員をもって特定非営</p>	<p>(文言修正)</p> <p>(第1項2号に集約)</p> <p>(文言削除)</p>

## 定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><del>営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</del></p> <p>(1)一般会員 この法人の目的及び理念と事業を理解し、入会した個人</p> <p>(2)賛助会員 この法人の目的及び理念と事業を理解し、賛助するために入会した個人又は団体</p> <p>(3)運営会員（仮） この法人の事業を管理あるいは運営する個人</p> <p>2 運営会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(入会金及び年会費) 第8条 会員は、理事会において別に定め、総会において報告する入会金及び年会費を納入しなければならない。</p> <p>(会員の資格の喪失) 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1)退会届の提出をしたとき。</p> <p>(2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。</p> <p>(3)正当な理由なく年会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。</p> <p>(4)除名されたとき。</p>	<p>利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1)正会員 この法人の目的及び事業を理解し理念に賛同して入会した個人</p> <p>(2)賛助会員 この法人の目的及び事業を理解し理念に賛同し賛助するために入会した個人又は団体</p> <p>(入会金及び会費) 第8条 会員は、理事会において別に定め、総会において報告する入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>(会員の資格の喪失) 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1)退会届の提出をしたとき。</p> <p>(2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。</p> <p>(3)正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。</p> <p>(4)除名されたとき。</p>	<p>(名称変更)</p> <p>(文言変更)</p> <p>(個人を削除)</p> <p>(会員種別追加)</p> <p>(社員の定義変更)</p> <p>(文言変更)</p>

## 定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(5)年会費を3年間未納の場合は退会とする。ただし、未納分の年会費を完納した時点で退会処置を無効とする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第12条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1)理事20人以上 (2)監事1人以上</p> <p>2 理事のうち1人を理事長、2～3人を副理事長とする。</p> <p>3 理事長をもって法人法上の代表理事とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 会議</p> <p>(総会の構成)</p> <p>第21条 総会は、運営会員をもって構成する。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第22条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1)定款の変更 (2)解散及び合併 (3)会員の除名 (4)運営会員の選任又は解任、職務 (5)解散における残余財産の帰属 (6)その他運営に関する重要事項</p> <p>(総会の開催)</p>	<p>(5)会費を3年間未納の場合は退会とする。ただし、未納分の会費を完納した時点で退会処置を無効とする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第12条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1)理事20人以上 (2)監事1人以上</p> <p>2 理事のうち1人を理事長、2～3人を副理事長とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 会議</p> <p>(総会の構成)</p> <p>第21条 総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第22条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1)定款の変更 (2)解散及び合併 (3)会員の除名 (4)役員を選任又は解任、職務 (5)解散における残余財産の帰属 (6)その他運営に関する重要事項</p> <p>(総会の開催)</p>	<p>(代表権等の明記)</p> <p>(文言変更、以下同様)</p>

## 定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第23条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。</p> <p>(2)運営会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。</p> <p>(3)監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第25条 総会の議長は、その総会に出席した<b>運営会員</b>の中から選出する。</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第26条 総会は、<b>運営会員</b>総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した<b>運営会員</b>の<b>2分の1以上</b>をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(総会での表決権等)</p> <p>第28条 各<b>運営会員</b>の表決権は平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由により総会に出席できない<b>運営会員</b>は、あらか</p>	<p>第23条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。</p> <p>(2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。</p> <p>(3)監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(総会での表決権等)</p> <p>第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらか</p>	

## 定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>じめ通知された事項について、書面、ファクシミリまたは電磁的方法をもって表決し、又は他の<b>運営会員</b>を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した<b>運営会員</b>は、前2条、次条第1項及び第49条の規定の適用については出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する<b>運営会員</b>は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1)日時及び場所</p> <p>(2)<b>運営会員</b>総数及び出席者数（書面、ファクシミリまたは電磁的方法による表決者又は表決任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）</p> <p>(3)審議事項</p> <p>(4)議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5)議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。</p> <p>(理事会の開催)</p> <p>第32条 理事会は、<b>年1回開催する。</b></p> <p><b>2 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。</b></p> <p>(1)理事長が必要と認めたとき。</p>	<p>め通知された事項について、書面、ファクシミリまたは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の規定の適用については出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p>第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1)日時及び場所</p> <p>(2)正会員総数及び出席者数（書面、ファクシミリまたは電磁的方法による表決者又は表決任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）</p> <p>(3)審議事項</p> <p>(4)議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5)議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。</p> <p>(理事会の開催)</p> <p>第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1)理事長が必要と認めたとき。</p> <p>(2)理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載し</p>	

## 定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(2)理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。</p> <p>(理事会の議長・定足数) 第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。 2 理事会は、理事総数の<b>2分の1以上</b>の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(理事会の議決) 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 理事会の議事は、<b>出席した理事総数の2分の1以上</b>をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 定款の変更、解散及び合併</p> <p>(定款の変更) 第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した<b>運営会員</b>の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>(解散)</p>	<p>た書面により招集の請求があったとき。</p> <p>(理事会の議長・定足数) 第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。 2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(理事会の議決) 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 定款の変更、解散及び合併</p> <p>(定款の変更) 第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>(解散)</p>	<p>(開催数の追加) (会議体の追加)</p> <p>(文言統一)</p> <p>(文言追加等)</p>

## 定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1)総会の決議</p> <p>(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(3)運営会員の欠亡</p> <p>(4)合併</p> <p>(5)破産手続開始の決定</p> <p>(6)所轄庁による設立の認証の取消し</p> <p>2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。</p> <p>(合併)</p> <p>第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>附則</p> <p>1—2 (同)</p> <p>3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年6月30日までとする。</p> <p>4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年3月31日までとする。</p>	<p>第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1)総会の決議</p> <p>(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(3)正会員の欠亡</p> <p>(4)合併</p> <p>(5)破産手続開始の決定</p> <p>(6)所轄庁による設立の認証の取消し</p> <p>2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。</p> <p>(合併)</p> <p>第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>附則</p> <p>1—2 (同)</p> <p>3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から21年6月30日までとする。</p> <p>4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から20年3月31日までとする。</p>	

## 定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>5—6 (同)</p> <p>7 この定款は令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>5—6 (同)</p> <p>7 この定款は平成29年3月29日から施行する。</p>	